文部科学大臣 下村 博文 様 経済産業大臣 茂木 敏充 様

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

平成25年1月21日

福島県原子力損害対策協議会

会 長 福島県知事 佐藤雄平

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 庄 條 德 一

副会長 福島県商工会連合会 会長 轡 田 倉 治

副会長 福島県市長会 会長 福島市長 瀬 戸 孝 則

副会長 福島県町村会 会長 西郷村長 佐 藤 正 博

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

原子力発電所事故から1年10か月が経過した今も、多くの県民が避難を余儀なくされ、また、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられながらも、懸命に復旧・復興の努力を続けている。

国は、こうした状況をしっかりと受け止め、原子力政策を国策として推進してきた責任の下で、被害者である県民一人一人が生活や事業の再建を完全に果たすことのできる十分な賠償を確実、迅速に行うよう東京電力を強力に指導するとともに、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策を速やかに講じるべきである。

よって、200万人福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と下記についての早急な対応を強く要望する。

記

1 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償の実施

- (1) 東京電力に「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、損害賠償請求への迅速な対応を含め被害者優先の親身な賠償を行わせること。
- (2) 「原子力損害賠償紛争解決センター」の組織体制や仲介機能 を更に強化し、東京電力に「総括基準」や「和解仲介案」を受 け入れさせるとともに、迅速な賠償を行わせること。
- (3) 東京電力に直接請求を行う被害者に対しても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例を踏まえた賠償をさせること。
- (4) 東京電力「福島復興本社」の取組みを通し本県の実情や被害者の意向をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行わせること。

2 全ての損害に対する十分な賠償期間の確保

(1) 損害の範囲を幅広く捉え、被害者の生活再建など長期的な視点を踏まえた十分な賠償期間を確保させること。

(2) 賠償の期間に関しては、加害者である東京電力のみで判断が なされ被害者に不利益が生じることのないよう、終期の判断基 準を「指針」や「総括基準」に明確に示すこと。

3 避難指示区域の見直しに伴う賠償

- (1) 被害の実態に見合った十分な賠償
 - ア 警戒区域や計画的避難区域はもとより、旧緊急時避難準備 区域等を含め、住民や事業者の置かれている状況や意向を踏 まえ、混乱や不公平が生じないよう十分に配慮しながら、被 害の実態に見合った賠償を確実、迅速に行わせること。
 - イ 被害者が安心して生活することができるよう、原子力損害 賠償紛争審査会においては、避難指示解除後の賠償が継続さ れる相当期間の判断に関する審議はもとより、原子力発電所 事故後6年後以降の賠償についての検討を進め、将来的な賠 償の見通しを示すこと。
- (2) 財物損害に対する賠償
 - ア 土地、建物等の財物の賠償は、被害者の生活や事業の再建 に極めて重要であることから、市町村や住民、事業者の意向 を十分に反映した賠償を確実かつ迅速に行わせること。
 - イ 田畑、森林等の「賠償基準」を国が前面に出て早急に示す こと。
 - ウ 地震・津波等の複合要因がある財物損害への賠償に当たっては、避難指示や立入制限により早期の復元を妨げられてきたことを原因として価値が喪失・減少したものと捉え、柔軟に対応させること。
 - エ 相続登記が未了等の不動産については、所有者の推認を幅 広く行い、被害者の立場に立った柔軟な対応をさせること。
- (3) 就労不能損害、営業損害における「特別な努力」の遡及適用 「特別の努力」により得た収入、収益を賠償金から控除しない 取扱いを原子力発電所事故発生日まで遡及して適用させること。

4 風評被害対策に係る賠償

事業者等が実施する風評被害を最小にとどめるための情報発信や自主検査等の対策に要する費用について、最後まで確実に賠償を行わせること。

5 除染等に係る賠償

- (1) 個人や事業者が行う県内全域における財物の除染や検査の実施、それに伴う機器の購入、除染が困難な構造物、農地等への対応などに要する費用について、確実・迅速に賠償がなされるよう国が前面に立って明確な基準を早急に示すこと。
- (2) 市町村が行っている計画的な面的除染との整合性を図りつつ、 個人や事業者による除染に要した費用の支払いが円滑、早急に 行われるようにすること。

6 自主的避難等に係る賠償

- (1) 損害の範囲を幅広く捉え、福島県民それぞれの被害の実態に 見合った十分な賠償を最後まで確実に行わせること。
- (2) 個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応 させること。

7 賠償金の税制上の取扱い

減収分等に対して支払われる賠償金の税制上の取扱いについては、被災地域全体における税制の在り方を踏まえながら、被害者 救済の視点を十分に反映したものとすること。

8 消滅時効への対応

被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効の援用を行わないことを具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、国においても、法制度の見直しを含め対応すること。

9 地方公共団体の損害に係る賠償

- (1) 県内地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償を行わせること。
- (2) 原子力発電所事故との因果関係が明らかな税収の減少分については、「中間指針」に定める「特段の事情」と認めさせ、賠償を行わせること。

10 生活再建と住民帰還に向けたきめ細かな支援策の確実な実施

被害者の一人一人が生活や事業を完全に再建させることができるよう、国の全責任の下で、十分な賠償はもとより住宅や医療、福祉、教育、雇用など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を最後まで確実に講じること。